

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、有限会社Aにおける申立人の被保険者記録のうち、申立期間③に係る資格喪失日（昭和 51 年 3 月 1 日）及び資格取得日（昭和 51 年 4 月 1 日）を取り消し、申立期間③の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月末頃から同年 12 月 12 日まで
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 43 年 5 月末頃にB株式会社（現在は、B合資会社）に入社したが、厚生年金保険への加入は同年 12 月 12 日からとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

申立期間②及び③について、私は、昭和 50 年 9 月 1 日に有限会社AのC営業所に入社し、51 年 7 月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、有限会社Aにおいて昭和 51 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同年 4 月 1 日に同社において再度被保険者資格を取得した記録となっており、申立期間③の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間③も当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、有限会社Aに係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間③当時、申立人と同様に同社C営業所に勤務していたと考えられる同僚10人のうち、業務内容や勤務形態の同質性が高いほぼ全ての者の厚生年金保険の加入記録が継続していることから、申立人の申立期間③の継続勤務が推認できる。

さらに、前記の同僚10人に対して照会したところ、回答があった8人全員が申立人を知っているとしており、それぞれ「申立人は、申立期間において業務内容及び勤務形態に変更は無かった。申立期間も継続して勤務していた。」、「申立人は、厚生年金保険に継続して加入し、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の有限会社Aにおける昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aの元事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、有限会社Aにおける資格取得日は昭和50年11月19日、離職日は51年7月25日となっていることから、申立人は申立期間②のうち50年11月19日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Aの元事業主は、「事業所は昭和57年頃に倒産しており、関係書類は無く、申立人の在籍期間や申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除については不明である。正社員であっても数か月の試用期間をみており、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答しているところ、照会に対して回答があった前記の同僚8人のうち5人は、申立期間②当時試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった旨回答していることから、同社では、申立期間②当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録によれば、B株式会社における資格取得日は昭和43年9月1日、離職日は44年4月20日となっていることから、申立人は申立期間①のうち43年9月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B株式会社は、昭和43年12月12日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B合資会社の事業主に照会したところ、「B株式会社は、亡くなった夫が昭和47年頃に会社を引き継いだため、申立人が勤務していた頃の事業主は別の者で、氏名など詳しいことは分からない。関係書類も無く、申立人の在籍期間や申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除については不明である。」旨述べていることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について確認できない。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和43年12月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致している上、同社に係る被保険者として確認できるのは申立人のみである。

加えて、申立人は、申立期間①当時のB株式会社の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53年12月から54年4月までは7万6,000円、同年5月は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月10日から同年10月21日まで
② 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
申立期間①について、株式会社AのC事業所に勤務し、D業務に従事した。

申立期間②については、年金事務所から厚生年金保険の未加入期間となっていると通知があった。この期間は、株式会社AのC事業所に勤務し、時期は記憶に無いが、社名がB株式会社に変更された後も継続して勤務した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社A及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和53年12月21日に株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を喪失し、54年6月1日にB株式会社において被保険者資格を取得している同僚が所持する給料支払明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間②に係る厚生年金保険料が控

除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年 5 月 20 日まで株式会社 A に在職し、同年 5 月 21 日に B 株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社 A における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和 53 年 12 月から 54 年 4 月までは 7 万 6,000 円、同年 5 月は 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社 A は昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B 株式会社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間②のうち昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 5 月 21 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A の事業主は不明としているものの、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日（昭和 53 年 12 月 21 日）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が 54 年 1 月 8 日に受理されていることが確認できる上、同年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち昭和 54 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、B株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、オンライン記録によれば、株式会社A及びB株式会社の双方に厚生年金保険の被保険者記録があり、かつ、株式会社Aでの資格取得日が申立人と同日（昭和53年10月21日）である者は申立人を除き19人が確認でき、うち所在が判明した17人に照会したところ、回答があった9人中8人が申立人を知っていると回答しているものの、うち5人が申立人の同社における勤務期間は覚えていないとし、残り3人は勤務期間についての回答が無いことから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

また、上記9人のうち3人が株式会社Aに入社と同時に厚生年金保険に加入したわけではないと回答しており、うち2人は加入しなかった理由を試用期間のためとし、残りの1人は理由については分からないと回答していることから、同社は従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間②に係る給料支払明細書を所持していた前述の同僚は、申立期間①に係る株式会社Aの給料支払明細書についても所持しているところ、当該期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和62年4月29日と認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月29日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月28日から同年5月1日まで

私は、昭和51年3月にB株式会社に入社したが、60年4月10日から2年間の予定で株式会社Aに出向して同社のC営業所に勤務し、62年4月29日にB株式会社に帰任した。

国の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録は無いが、継続して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aにおける申立人の厚生年金保険の被保険資格喪失日は昭和62年4月28日とされているところ、B株式会社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年4月29日に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和62年4月29日から同年5月1日までの期間については、B株式会社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断す

ると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 62 年 4 月 29 日に株式会社 A から B 株式会社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 株式会社における昭和 62 年 5 月のオンライン記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、申立人の資格取得日に係る届出を誤って昭和 62 年 5 月 1 日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、A株式会社に昭和48年9月22日から50年5月31日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

昭和50年6月1日に、A株式会社から経営者が同じであるB株式会社へ所属先が変更となったが、勤務場所及び業務内容に変更は無く、1日も空けずに勤務しており、厚生年金保険料も継続して控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の代表取締役であり、申立期間当時のA株式会社の代表取締役であった者の回答及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記のA株式会社の元代表取締役は、申立期間に係る賃金台帳等の資料は保管していないとしているものの、同社からB株式会社へ申立人の所属先を変更するに当たり、1か月間だけ申立人の給与から厚生年金保険料を控除しなかったとは考えられないとして、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失時（昭和 50 年 5 月 31 日）の標準報酬月額記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社の元代表取締役は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているものの、資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 50 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3228

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成 22 年 1 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 31 日から 22 年 1 月 1 日まで

私は、B 職として勤務していた有限会社Aを平成 21 年 12 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日とされているため、同年 12 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

給与明細書において申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、有限会社Aが発行した健康保険資格喪失証明書において同社における健康保険の資格喪失日も平成 22 年 1 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、健康保険資格喪失証明書及び給与所得の源泉徴収票並びに有限会社Aの回答により、申立人は、同社に平成 21 年 12 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における総支給額及び厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を平成 21 年 12 月 31 日と

誤って年金事務所に提出したことを認めており、その結果、年金事務所は申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3229

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和21年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年12月にA株式会社に入社し、49年8月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年 7 月の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和 47 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常 1 日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和 47 年 9 月 1 日として届出すべきところ、誤って同年 8 月 31 日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5 人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年6月にA株式会社に入社し、49年8月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 47 年 7 月の記録から、6 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和 47 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常 1 日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和 47 年 9 月 1 日として届出すべきところ、誤って同年 8 月 31 日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5 人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1836

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

私は、昭和48年10月頃にA市に転入したが、その数年後、同市から電話連絡があり「国民年金保険料が3年間未納になっている。今ならば3年分まとめて納付できる。」と言われた。そのため、銀行からお金を下ろし、自宅に来た同市の職員に3年分の保険料を渡した。

ところが、数年前に届いたねんきん特別便で、納付したはずの申立期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。

領収証書を持っているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を第2回特例納付（附則第18条）が行われていた期間にA市の職員に納付し、領収証書を所持していると主張しているが、同市では、特例納付に係る国民年金保険料の収納は行っていなかったとしている上、当該領収証書に保険料が納付されたことを示す領収印は無い。

また、B年金事務所は、特例納付により国民年金保険料を納付した被保険者については、C社会保険事務所（当時）からA市に「国民年金保険料納付済被保険者について（通知）」で通知することになっていたとしているが、当該通知書に申立人の名前は見当たらない。

さらに、特例納付が行われた場合、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）に記録されることに

なっているが、申立人に係る同台帳及び同名簿に特例納付が行われたことを示す記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3222（秋田厚生年金事案 349、350 及び 991 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
② 平成 6 年 5 月 31 日から同年 10 月 31 日まで

私は、A 株式会社を平成 6 年 10 月 31 日まで経営していたが、私の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 5 月 31 日となっていること、及び標準報酬月額が同年 1 月 1 日に遡って引き下げられていることについて、年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）に再申立てを行ったが、信義則から記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として、C 年金事務所が作成した「健康保険証の資格喪失処理について」と題する文書及び私が事業を譲渡した後に入社した株式会社 D に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出するので、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②に係る資格喪失日を訂正すべきである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人の A 株式会社における被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 10 月 31 日（現在のオンライン記録では、平成 6 年 11 月 1 日）より後の同年 11 月 30 日に、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理と申立人の標準報酬月額の減額処理及び資格喪失の処理が遡って行われていることが確認できるところ、申立人は、厚生年金保険料を数か月分滞納していたが、同年 10 月頃に同社の営業権を譲渡した際の譲渡

金の一部で清算し、同社が適用事業所ではなくなる旨の手続を行ったことを記憶しており、「A株式会社の代表取締役として、自ら厚生年金保険の社会保険事務所（当時）への手続を行っていた。」と述べていること、ii) 社会保険事務所の担当職員から聴取した結果、社会保険事務所が一方的に当該処理を行ったことは確認できない上、申立人は、「申立期間当時、社判と実印は自分で管理しており、社会保険事務所に提出する全喪届等の複数の書類に自身で押印した記憶がある。」と述べていることから、申立人が当該処理に関与していなかったとは考え難く、同社の代表取締役であった申立人が、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないと、既に年金記録確認B地方第三者委員会の二度の決定に基づき、それぞれ平成21年4月22日付け及び23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてC年金事務所が作成した「健康保険証の資格喪失処理について」と題する文書及び株式会社Dに係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を提出し再申立てを行っている。

しかしながら、上記「健康保険証の資格喪失処理について」と題する文書に添付されている「被保険者資格記録照会回答票」（証交付・回収記録）及び「被保険者資格記録照会回答票」（訂正・取消済資格記録）は、申立人の最初の申立時から年金記録確認B地方第三者委員会が入手していた資料であり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、株式会社Dに係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記載からは、申立人が自らの標準報酬月額減額訂正及び被保険者資格の喪失処理に関与していなかったことを示す事情は確認できない。

なお、申立人は、「遡及訂正について、誰が何の目的で行ったのか説明責任を果たしてください。」と強く主張しているが、これまでの審議どおり、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難いことから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、当該遡及訂正処理が有効なものではないと主張することは認められない。

このほか、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 10 日から 49 年 4 月 13 日まで

私は、昭和 43 年から 50 年までの冬季は、毎年、季節労務者として A 株式会社 B 事業所で働いたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

例年どおり A 株式会社 B 事業所で働いたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社 B 事業所において、申立期間を含む昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 9 月 30 日までの間にのみ 2 か月以上の厚生年金保険の被保険者期間がある者の中で、48 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 30 日までの間に被保険者資格を取得し住所の判明した同僚 7 人に照会を行ったところ、回答があった 4 人はいずれも申立人を知らないとしている。

また、昭和 47 年 11 月、48 年 11 月及び 49 年 11 月に A 株式会社 B 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中で、同事業所に係る被保険者資格の取得及び喪失の処理が 3 回以上行われ住所が判明した同僚 20 人に照会を行ったところ、回答があった 14 人のうち 7 人は申立人を知っているとしているものの、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、A 株式会社 B 事業所は、申立期間当時の人事記録等の資料は無いとしていることから、申立人の勤務実態について確認できない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の A 株式会社 B 事業所に係る厚生年金保険台帳記号番号は三つ払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録によれば、これらの番号で

記録されている厚生年金保険被保険者期間は申立期間を除く期間である上、申立期間において、申立人に別の番号が払い出されていることも確認できない。

また、A株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）によれば、申立人に係る七つの整理番号の原票が確認できるところ、当該原票の記録はオンライン記録と一致し、不自然な記録訂正は確認することができない上、申立期間を含む昭和48年10月1日から49年4月30日の間にA株式会社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の原票の整理番号に欠番は無く、当該原票に申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月21日から9年2月20日まで
申立期間について、A県B郡C町にあった株式会社D（現在は、E株式会社）に昼夜3交替の従業員として勤務した。
平成5年12月頃に、社名がE株式会社に変更になり、当時の総務部長に勧められて正社員になったが、その後は退職まで継続して勤めた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E株式会社が保管する申立人に係る履歴書及び平成9年分給与所得の源泉徴収票の記載並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち5年11月21日から9年1月20日までの期間について、株式会社D及びE株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、E株式会社が保管する平成8年1月分から同年12月分までの申立人に係る給与支給控除一覧表及び申立人が所持する9年1月分給与明細書によれば、給与から雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、E株式会社は、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得の届出を行っておらず、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。

さらに、E株式会社では、従業員の中には厚生年金保険に加入せず任意で国民年金に加入している者もいたと回答しており、同社は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、申立人及び申立人の上司であった者によれば、申立期間当時、E株式会社の社会保険の届出関係の責任者であり、申立人を正社員にした

とする総務部長は既に亡くなっており、当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 6 日まで
私は、昭和 35 年 4 月から 37 年 12 月まで、A 郡 B 町（当時）にあった株式会社 C（現在は、D 株式会社）に正社員として勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社 C に勤務していたとしているが、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時社会保険事務を担当していたと思われる者等のうち、住所が確認できた 15 人に照会したところ、回答があった 8 人は申立人を知らないと回答しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認できない。

また、D 株式会社は、申立期間当時の給与台帳等の書類は無いとしており、申立期間当時、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、D 株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の株式会社 C における被保険者資格取得日は昭和 36 年 12 月 6 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。